



# 山形県公報

平成18年1月20日(金)  
第1709号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...79

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....(庄内総合支庁福祉課)...80

指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....( 同 )...同

土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同

県営土地改良事業に係る換地処分.....(庄内総合支庁酒田農村整備課)...81

地域森林計画の変更の公表.....(森 林 課)...同

道路の位置の指定.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県指定無形民俗文化財の指定.....同

### 公安委員会関係

#### 告 示

指定講習機関の名称等変更の届出.....同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)...82

同.....(庄内総合支庁企画振興課)...同

一般競争入札の公告.....(情報企画課)...83

平成18年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に

関する公告.....(出 納 局)...同

一般競争入札の公告.....(病院事業局)...85

同.....( 同 )...86

## 規 則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第2号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(2) 特別聴講生の授業料を徴収しない旨の協定の締結に関すること

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地         | 居宅サービ<br>スの種類 | 事業所の名称及び所在地          |            | 変更年月日     |
|---------------------------------|---------------|----------------------|------------|-----------|
|                                 |               | 変 更 前                | 変 更 後      |           |
| 社会福祉法人あつみ福祉<br>会<br>鶴岡市榎代丁53番地1 | 短期入所生<br>活介護  | 温寿荘指定短期入所生活<br>介護事業所 | ショートステイ温寿荘 | 平成17.12.1 |
|                                 |               | 鶴岡市榎代丁53番地1          |            |           |

## 山形県告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者<br>の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地    |           | 変更年月日     |
|---------------------------------|----------------|-----------|-----------|
|                                 | 変 更 前          | 変 更 後     |           |
| 社会福祉法人あつみ福祉<br>会<br>鶴岡市榎代丁53番地1 | 愛楽園指定居宅介護支援事業所 | 支援センター温寿荘 | 平成17.12.1 |
|                                 | 鶴岡市榎代丁53番地1    |           |           |

## 山形県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
山口・田麦野土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字山口5031番地4
- 3 認可年月日  
平成18年1月12日

## 山形県告示第38号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営家根合地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成18年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第39号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、最上村山森林計画区、置賜森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更した。

平成18年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第40号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課及び白鷹町役場において縦覧に供する。

平成18年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総西建第122号
- 2 指定の場所 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1033 - 1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長45.96メートル
- 4 指定年月日 平成18年 1月12日

教育委員会関係

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第1号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第26条第1項の規定により、山形県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成18年 1月20日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

| 種 別    | 名 称   | 所 在 地       | 保 存 団 体  |
|--------|-------|-------------|----------|
| 民俗芸能の部 | 鮭川歌舞伎 | 最上郡鮭川村大字石名坂 | 鮭川歌舞伎保存会 |

公安委員会関係

## 告 示

## 山形県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年 1月20日

山形県公安委員会  
委員長 鏡 谷 誠 一

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社 蔵王自動車学園
- 2 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前   | 変 更 後       |
|-------------|---------|-------------|
| 代 表 者 の 氏 名 | 石 橋 宏 吉 | 沼 沢 善 右 工 門 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年1月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 人間自然学研究所
  - (2) 代表者の氏名  
渋谷 仙吉
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市松山一丁目1番114号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、人間と自然の相互依存関係を研究・教育し、地域住民に対して、その研究成果の発表、普及啓発事業を行い、農村の過疎化の防止、環境破壊の防止、地域住民の幸福、生涯教育等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 遊佐鳥海観光協会
  - (2) 代表者の氏名  
畠中 博
  - (3) 主たる事務所の所在地  
飽海郡遊佐町菅里字菅野308の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、秀峰鳥海山とその恵みによって形成される数多の観光資源を有する遊佐町を訪れる観光客と、それに関わる活動に従事する団体及び個人に対して利便を提供すると共に、提携する各地域、団地との交流をすすめて、併せて町内より産する各種物産の開発と販売促進に関する事業を行い、交流人口の拡大とそれによる遊佐町観光事業の活性化に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県ホームページ再構築に係るサーバハウジングサービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 e ミーティングルーム（15階）
- (2) 日 時 平成18年 1月30日（月） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県ホームページ再構築に係るサーバハウジングサービス 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成18年 2月13日から平成18年 3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年 3月県規則第 9号）第125条第 6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2条第 5号に規定する電気通信事業者であること。
- (3) 2の(1)の役務と同種のサービスの提供を 1年以上継続して行った実績があることを証明できること。
- (4) 2の(1)の役務に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (5) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁推進班 電話番号023(630)3199

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成18年 1月26日（木）午後 5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第372号）の規定が適用される平成18年度における山形県の物品等及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査、コンサルタント及び工事材料を除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

平成18年 1月20日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 調達する物品等及び特定役務の種類

### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

### (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

なお、次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

### (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

### (2) 次のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)で、その事実があったことにより入札の参加を制限されているもの

- イ 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があったことにより入札の参加を制限されている者を契約の履行に当たり代理人、又は支配人その他の使用人として使用した者

### (3) その他入札参加者として不適当と認められる者

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

- イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては2の(1)に掲げる者に該当しないことを証する書類
- ロ 印鑑証明書
- ハ 納税証明書(県内に事業所を有する法人にあつては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあつては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書)
- ニ 使用印鑑届兼委任状(使用印鑑を設定する場合又は競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。)
- ホ 取扱いメーカー一覧表
- ヘ 代理店・特約店証明書
- ト 印刷機材等設備明細書(印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。)
- チ 契約履行実績一覧表

- リ 営業許可・認可証等の写し
- 又 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成19年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、山形県財務規則第125条第1項及び第5項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立鶴岡病院清掃業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月20日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第1会議室

(2) 日 時 平成18年3月2日（木）午後1時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為山形県立鶴岡病院清掃業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立鶴岡病院

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告（平成17年1月18日付け山形県公報第1611号）により公示された資格を有すること。

(2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課 電話番号0235(22)2690

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第11号）第121条の規定による山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規則第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定方法

(1) 落札決定に当たっては、低入札価格調査制度（以下「調査」という。）を採用し、調査基準価格を下回る価格

の入札者(以下「対象者」という。)については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。

- (2) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
- (3) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。  
( 調査基準価格を下回った入札者全員に提出義務があります。)
- (4) 対象者は、入札価格の理由、内訳、労務の調達予定等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。  
対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限までに提出しないとき  
対象者に契約の意思がないとき  
対象者が入札金額の範囲内で適正な履行を確保できることが証明できないとき  
その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成18年2月24日(金)午後3時までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。この場合において、証明書を提出したものは、開札の前日までに証明に関し説明を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Cleaning of building of Tsuruoka Prefectural Hospital
- (2) Time-limit for tender : 13:30PM, March2, 2006
- (3) Contact point for the notice : General Affairs and Management Division, Tsuruoka Prefectural Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立鶴岡病院寝具賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年1月20日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第1会議室
- (2) 日 時 平成18年3月2日(木) 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
  - イ 債務負担行為山形県立鶴岡病院寝具賃貸
  - ロ 予定数量
    - (イ) 入院患者用寝具 322,224組
    - (ロ) 入院患者用寝具(防災加工) 18,632組
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様による。
- (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立鶴岡病院
- (5) 入札方法 (1)の(イ)及び(ロ)ごとに単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加資格に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公

示された資格を有すること。

(2) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合していること。

(3) 災害等により一時的に2の(1)のイの業務の実施に係る施設の操業が困難となる場合に備えて必要な措置が講じられていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課 電話番号0235(22)2690

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第11号）第121条の規定による山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定方法

2の(5)による入札価格が山形県病院事業局財務規程第121条の規定による山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)の口の(イ)及び(ロ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書を平成18年2月24日（金）午後3時までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。この場合において、証明書を提出したものは、開札の前日までに証明に関し説明を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(3) この入札及び契約については、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続きの停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Supplying hospital linen to Tsuruoka Prefectural Hospital

(2) Time-limit for tender : 14:00PM, March 2, 2006

(3) Contact point for the notice : General Affairs and Management Division, Tsuruoka Prefectural Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690

平成18年1月20日印刷  
平成18年1月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056